

2023年度年末手当交渉

J R 西労

格差をつけずに支給を！ 再回答を、 申し入れる！

JR西労は11月22日、会社が21日に示した一時金の支払いについて、①この3年間で社員として減額を受けてきたシニア社員がいるのに、社員より少ない額が示されたこと。②シニア社員などを含めて『一律35万円』を求めてきたこと。③格差をつけることには反対であることから、「一時金の再回答を求める申し入れ」をおこないました。

一時金の再回答を求める申し入れでは、JR西労（闘争）第1号に基づき「社員、シニア社員等、契約社員に格差をつけることなく、一律35万円の一時金を支払われたい」とし、誠意ある協議と再回答を求めています。

**JR総連すべての単組が交渉を終えるまで、
連帯したたかい抜こう！**